

神栖済生会病院給食業務委託選定プロポーザル実施公告

神栖済生会病院患者給食業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年10月21日

社会福祉法人^{恩賜}済生会
神栖済生会病院
病院長 中村 慶春

1. 業務の名称 神栖済生会病院患者給食業務
2. 業務の目的 神栖済生会病院の病院給食を治療の一環として、患者満足度の向上を図りながら、安全で効率的かつ安定的に提供する。
3. 業務内容 患者給食業務（調理・盛り付け、設備管理）及びこれに付随する業務とする。
※詳細は別紙「神栖済生会病院患者給食業務委託仕様書」による。
4. 契約期間 2022年4月1日～2025年3月31日（3ヵ年）
5. 業務場所 茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号
社会福祉法人^{恩賜}済生会 神栖済生会病院
6. 委託業者の選定方法 公募型プロポーザル方式とする。
7. 応募資格要件
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 茨城県物品調達等競争入札参加資格名簿の大分類（その他）の小分類（調理・給食）に登録されている者であること。ただし、指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (2) 財団法人医療関連サービス振興会が定める患者等給食の認定業者であること。
 - (3) 100床以上の病院において、患者給食調理業務を1年以上、元請業者として給食受託経験を有していること。
 - (4) 患者給食業務の委託実績を継続して5年以上有していること。
 - (5) 国税及び地方税に未納がないこと。
 - (6) 業務の一部または全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。
 - (7) 隣接府県に本社、支店、営業所若しくは事業所を有すること。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、または第6号の規定に該当しない者であること。
 - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

8. 応募申込手続き

- (1) 提出期限 令和3年11月8日(月)～令和3年11月12日(金)
(土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分から17時00分)
- (2) 提出場所 茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号
神栖済生会病院 総務課 担当：加藤
TEL 0299-97-2111 (代表)
E-mail : c-kato@kamusaisei.jp
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類 ① 入札申込書
② 誓約書
③ 入札参加資格確認申請書
④ 応募資格を満たしている事を証明する書類
⑤ 会社概要
⑥ 実績一覧表
- (5) 質問はすべて電子メールにより受け付けるものとし、電話による取り扱いはしない。
 - ① 提出方法 電子メールで受け付ける。
 - ② 受付期間 令和3年10月21日(木)～令和3年10月29日(金)
(土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分～17時00分)
 - ④ 回答日 令和3年 11月 5日(金)
 - ③ 回答方法 電子メールにて回答する。

9. 企画提案書の提出

- (1) 7の資格審査により参加資格を有する者は、企画提案書(正本1部、副本10部)の提出要請を行う。なお、副本10部は提案書内に社名を記載しないこと。
- (2) 提出期間 令和3年11月15日(月)～令和3年11月 19日(金)
土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分～17時00分
- (3) 提出場所 上記8に同じ
- (4) 提出方法 A4ファイルに綴り、持参により提出すること。郵送等その他の方法による提出は認めない。
- (5) 提案を求める内容
 - ① 組織図
 - ② 運営内容
 - ③ 人員数(調理師と栄養士は経験年数と定着率)
 - ④ 安心安全の為の工夫
 - ⑤ 衛生管理体制
 - ⑥ 献立作成体制
 - ⑦ 患者サービスの向上
 - ⑦ 食材の発注先及びその流通システム
 - ⑧ 危機管理への対応「緊急時体制(事故、食中毒、感染症など)、業務代行」
 - ⑨ 社員育成の為の工夫(社員教育など)
 - ⑩ 貴社のRP内容
 - ⑪ 本施設に勧める具体的提案事項

⑫ 試食（患者食）

- ・ 3 パターンの常食（一人分）を用意し、その場で取り分け審査員に提供することとする。
- ・ 食材費等は、応募者の負担とし、食材の調達も応募者が行うこととする。
※食材費の上限は、320円とすること

⑬ 見積書

- ・ 見積書には、仕様書の 5.（2）①の設定による金額がわかるように記載すること。

10. 委託事業者の選定

(1) プレゼンテーション参加者

期限までに企画提案書提出があり、プレゼンテーション期日に参加できる者

(2) 審査員

病院幹部職員 6名

(3) 審査基準

- ① 提案書の審査を含む企画提案書の内容について審査を行い、各項目について点数化し、最も得点の高い業者を委託業者に選定する。

- ② 審査基準項目は以下のとおりとする。

1. 運営・人員管理体制 (10点)
2. 安全・衛生管理体制 (10点)
3. 献立作成体制及び患者サービスの向上 (15点)
4. 食材の発注先・流通システム (10点)
5. 危機管理体制 (10点)
6. 教育研修体制 (10点)
7. 貴社のPR内容・具体的提案事項 (10点)
8. 試食（常食） (10点)
8. 委託料見積書 (15点)

(4) 審査結果通知

審査結果通知書を令和3年11月下旬に、書面にてすべての応募者に対して郵送する。

11. プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者の技術力や専門性を審査するため、応募事業者資格要件を満たす事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 日 時 令和3年11月25日（木）14時00分～

- (2) 場 所 神栖済生会病院附属棟 2階研修室

- (3) 出席者 3名までとする。

- (4) プレゼンテーション時間

・ 提案説明(15分)及び試食とヒアリング等を含めて1社30分以内

- (5) 準備物 プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

応募書類の受付順とし、公平性を期すため受付順にA社・B社とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

- (7) 審査結果

審査結果は、書面にてお知らせします。なお、各評価項目の点数等は公表いたしません。

また、結果に対する異議は受け入れません。

1 2. 契約

- (1) 選定された優先交渉権者と仕様書に基づき、業務の詳細を協議した後、管理費制契約を締結する。区分は「加工費（調理加工、人材管理等の経費）」と「食材費」とする。
- (2) 選定された優先交渉権者との契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行う。

1 3. 委託業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合には、委託業者としての決定を取り消す。

- (1) 委託業者が応募者の資格を失った場合。
- (2) その他、本件契約の相手方として不相当と認められた場合。

1 4. その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、委託業者の決定後においても無効とする。
- (2) プロポーザル参加にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加者は、企画提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出された書類は返還しない。また、提出された書類は、応募者に無断で審査・選定の用途以外に使用しない。